

令和3年11月1日

職 員 各 位

八幡市長 堀 口 文 昭

令和4年度予算編成方針について

標記の件について、八幡市財務規則第5条の規定に基づき、令和4年度の予算編成は、次のとおり作成するよう通知する。

1 本市を取り巻く社会経済動向と今後の見通し

(1) 社会経済の状況

日本経済の現状については、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるなか、感染拡大防止対策の徹底やワクチン接種の促進により、所得・雇用環境や企業収益の改善など持ち直しの動きが続いているものの、そのテンポは弱まっているとされている。経済活動の制限と緩和が繰り返されるなか、依然として先行きの不透明感が存在しており、引き続き、実効性のある感染防止策を継続・徹底すると同時に、コロナ禍が格差の拡大・固定化につながるような、きめ細かな支援を継続していくことが重要である。

一方で、今後の「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」の経済社会に向け、世界的に強まったデジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラル実現への流れといった構造変化をチャンスと捉え、経済の好循環を加速・拡大させる取組を推進していくことが求められている。

(2) 国予算の動向

国の令和4年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）では、これまでの歳出改革の取組を引き続き進めることとされ、総務省が8月に公表した令和4年度地方財政収支見通しの仮試算においても、「社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が、新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、グリーン社会の実現やデジタル化の加速、活力ある地域社会の実現等の重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できる」ことを前提とし、地方一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すること

が明記されている。地方財政収支については、国税及び地方税の伸びを見込んだ構成となっており、それに伴う国税4税の法定率分の増加と臨時財政対策特別加算の皆減により、地方交付税が対前年度比0.4%増と試算されている。一方で、団塊の世代が後期高齢者となることなど、一層の高齢化に伴う社会保障費の増加を見込んで、一般行政経費が対前年度比1.3%増と試算されていることから、引き続き安定的な税財政基盤の確保が課題となっている。

なお、国の動向は地方自治体の行財政運営に大きな影響を及ぼすため、令和4年度予算の概算要求や今後予定されている新たな経済対策を反映した補正予算について情報収集に努められたい。

2 本市財政の状況

(1) 中期財政見通しを踏まえた現状認識

平成29年12月に策定した中期財政見通しにおいては、収支の均衡を図ることが年々厳しくなると推測し、全体の収支不足額が令和4年度時点で約25億円に上ると見込んだ。こうした状況を踏まえ、平成30年度から令和2年度の各年度において継続的に事務事業の見直しを行うことにより、第5次総合計画の推進に必要な財源を確保してきたところである。

しかしながら、義務的経費を中心とする経常歳出は、近年、毎年のように増加が見られ、歳入面においても、人口減少・少子高齢化にコロナ禍の影響も相まって、市税収入の減少が続いており、地方交付税への依存度も依然として高く、自主財源ではなく依存財源に頼っている状況にある。令和2年度決算では経常収支比率が99.0%と前年度から0.6ポイント改善したものの、財政危機を完全に脱してはならず、歳出面では新本庁舎整備や消防分署整備などの歳出増がしばらく継続するとともに、今後、大規模事業に係る地方債の償還の開始や職員構成の変化に伴う人件費の増など、これまで以上に義務的経費の増加が見込まれることから、本市財政の現状認識は引き続き、警戒モードにあると言わざるを得ない。

(2) 令和4年度の見通し

令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、予測が困難ではあるが、生産年齢人口が引き続き減少傾向であることから、市税収入の減少が見込まれる。国においては地方一般財源総額の令和3年度水準を確保することが示されているが、コロナ禍における今後の経済状況の変化など不確定要因が多いことから、現時点においては歳入の増加は大きく期待できない。

一方、歳出面においては、高齢化に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれること、新本庁舎整備等に伴い基金の減少や債務残高の増加が予定されていることから、これまで以上に慎重かつメリハリのきいた予算執行が求められる。

また、「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」時代の地域活性化の推進に向け、戦略的に取組を行っていく必要がある。

これらの結果から、歳出の重点化と財源確保の取組を継続して行うことが必要である。

3 予算編成にあたっての基本的な考え方

こうした状況を踏まえ、令和4年度においては、将来世代に負担を強いることのないよう、絶え間なく行財政改革の取組を推進し、従来どおり第5次総合計画の推進に必要な財源を確保することを基本としつつ、「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」の新たな市民ニーズに即した事業展開が求められている。ワイズスペンディングの徹底やデジタル化による効率性等の向上などの改革による事業の再構築を図ることで、持続可能な財政構造の確立と本市が目指すべき将来都市像の構築の両立を図ることとし、具体的には次に掲げる方針に基づき予算編成を行うこととする。

(1) さらなる行財政改革の取組

歳入と歳出のバランスを維持していくことがより一層厳しくなることが予想される中、行財政改革の狭間の期間となる令和4年度においては、第7次行財政改革実施計画で取り組んできた成果を踏まえ、絶え間ない行財政改革の取組を推進し、将来の財政負担の抑制を図るため、以下の点に主眼を置くこととする。

① 持続可能な行財政構造の確立

【自主財源の確保及び国庫補助金等の積極的活用】

行財政運営に必要な歳入を得るために、自主財源の確保を目的として、未収金対策の推進、未利用資産の売却、クラウドファンディングの活用や企業からの協賛などの新たな財源の確保、受益者負担の適正化への不断の取組が必要であり、本格的に歳入確保の取組を全庁あげて促進させる。

また、補正予算を含む国予算の動向に注視し、事業の推進や見直しにあたっては、国庫補助金等の特定財源を最大限活用すること。

【歳出の抑制】

今後も人口の減少・年齢構成の変化に対応した公共サービスを安定的に提供していく必要があり、市単独事業や国、府の基準以上に実施をしている事業については、再評価を行うことで必要な見直しを行うとともに、国、府の助成等が削減・縮減される事業についても、事業の見直しを行うこと。また、公共・公用施設については、利用ニーズを踏まえた検証を行い、統廃合をも視野に、一層の有効活用の観点も含めて見直しを検討すること。

特に、第5次総合計画を着実に推進するに当たり、新たな事業を展開する場合においては、スクラップアンドビルドを徹底し、必要な財源の確保に努めること。

上記の取組に加え、行財政改革の狭間の期間となる令和4年度は、1課1改革以上の一般財源ベースでの経費削減となる事業の廃止を含めた見直し、職員及び令和4年度に3年目の見直しを行う会計年度任用職員並びに時間外勤務の削減につながる事務の改善を実施するとともに、平成26年作成の「補助金の基本的な考え方」に基づき、「行政の補完的な事業に対する補助」及び「諸団体の育成・活動の奨励に対する補助」に分類される補助金の見直しを行い、行財政改革の取組を継続することとする。

② 多様な担い手による行政サービスの提供

限られた職員での業務執行となることから、民間事業者が業として行っている業務を中心に外部委託の導入や、民間事業者等との新たな連携の仕組みを構築するなど、業務の担い手を今一度検討すること。なお、外部委託等を検討する場合は、サービスの水準低下をまねかないかどうかの点検を行うこと。

③ 効率的・効果的な市民サービスの提供

市民サービスの提供にあたっては、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」という自治体運営の基本原則に則り、効果的・効率的に実施することが重要である。職員提案制度の積極的な活用など、人材育成や意欲の向上といった観点も含めて、「行政の生産性」向上の取組を進めること。

(2) 第5次総合計画の着実な推進

令和4年度はまちづくりの基本方針である第5次総合計画の前期基本計画の最終年度を迎える。本格的な人口減少社会と超高齢社会の到来により、次の時代に対応する新しい視点と行動が必要となっており、そういう認識のも

とに策定された第5次総合計画の将来都市像と6つの基本目標、さらには前期基本計画を踏まえた最終目標に向かって着実な取組の推進を図る必要がある。

具体的には、中長期的な視点から市政運営に大きな影響を与える課題については、現在の財政状況と今後の財政見通しを踏まえた課題解決の方策を検討することとする。また、限られた職員数の中で増加する行政ニーズを解決する必要性からの行政のデジタル化の取組や、新名神高速道路の全線開通後を見据えたまちづくりを進め、人口や市税の減少抑制を図ることや、企業誘致を含めた雇用創出等の施策の推進についても、継続して取り組むこと。

(3) 「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」への対応

感染症の拡大は、防災、福祉、商業、観光、教育などのあらゆる面で課題を顕在化させ、人々の意識や価値観に急激な変化をもたらしており、感染症による新たな生活様式「ニューノーマル」を踏まえ、コロナとの共存、さらにはアフターコロナを見据えた取組が求められている。新たな時代のニーズを的確に捉え、顕在化した様々な課題を解決し、市民生活や企業活動を守ることのできる施策について、検討すること。

(4) 市制施行45周年の取組

令和4年に市制施行45周年を迎えるに当たり、この節目の年を市民全体で祝うとともに、これまでの八幡の礎を築いてきた先人の歩みを振り返り、次の新たな一歩となる施策展開が求められている。令和の時代の八幡の礎づくりの前進へとつながる周年事業について、検討すること。

これまでの上記(1)及び(2)の取組を実践しつつ、(3)及び(4)への対応のため、災害復旧・減災対策に要する経費及び義務的経費を除く経費について、原則一般財源ベースで新型コロナウイルス感染症対策関連経費を除く前年度当初予算額と同額程度の維持を目標とすることとする。

以上のことを踏まえた予算編成を行うことになるが、近年の行財政改革の成果を含め、これまで積み上げてきた各種の改善・見直しは確実にその効果を上げている。その一方で、行財政を取り巻く環境は依然として予断を許さず、第5次総合計画の着実な推進を図る必要がある。

市民との協働を基本とし、京都府とも力を合わせながら、ふるさと八幡の礎づくりに向け、職員一丸となった取組を強く期待する。